

京都市上下水道局発注工事の入札における違算に関するガイドライン

決定 平成31年3月28日

京都市上下水道局発注の競争入札における公平性を確保するため、違算が判明した場合の取扱いは、原則として、判明した時期に応じ、次のとおりとする。ただし、個別の入札の違算内容や工事内容、発注方法等を踏まえ、公平性の確保の観点から、その取扱いをその都度、慎重に検討するものとする。

なお、違算とは、設計図書における単価の適用、数量等による設計金額の誤りをいう。

1 入札公告日から入札期間の初日の前日まで

入札を取り消す。ただし、入札参加者に対し、入札に当たっての違算の取扱いを通知することにより、入札の公平性が確保できる場合は、入札を続行することがある。

2 入札期間中

入札を取り消す。ただし、違算の内容が落札決定に影響がない場合は、入札を続行することがある。

3 開札日から契約締結前まで

入札を取り消す。ただし、違算の内容が落札決定に影響がない場合は、入札を続行することがある。

4 契約締結後

契約者と協議のうえ、必要な変更契約手続を行う。ただし、契約の変更で生じる影響、受注者の履行状況等を踏まえ、契約を解除することがある。

5 公表

違算により入札を取り消し、又は契約を解除した場合は、京都市上下水道局ホームページの入札執行予定又は入札執行結果にその旨を公表する。